

教私第2024号

令和7年9月1日

各私立高等学校等設置者 様

大阪府教育庁私学課長

令和7年度大阪府私立高等学校等授業料減免事業補助金に係る
事業計画書等の提出について（依頼）

日頃から本府私学行政の推進にご協力いただき、ありがとうございます。

さて、大阪府では、近畿2府4県（大阪府・京都府・兵庫県・奈良県・和歌山県・滋賀県）内の私立小学校、中学校、高等学校（専攻科を含む。）又は中等教育学校（以下「私立高等学校等」という。）に在学する児童・生徒の保護者等（大阪府民である場合に限る。）が、失職等の家計急変により授業料の納付が困難となった際に、当該私立高等学校等を設置している学校法人において授業料を減免した場合に補助を行う標記事業を実施します。

つきましては、本補助金の交付を希望される場合は、大阪府私立高等学校等授業料減免事業補助金交付要綱及び事務処理要領に基づき、事業計画書等を作成の上、下記のとおり提出いただきますようお願いいたします。なお、交付要綱、事務処理要領及び事業計画書の様式等については、大阪府ホームページ『申請書等様式』に掲載していますので、次のアドレスからご確認ください。

大阪府ホームページ「申請書等様式」

<https://www.pref.osaka.lg.jp/shigaku/syoutyuukou/sinseiyousiki.html>

記

【事業計画書の提出について】

1 提出書類

- (1) 令和7年度大阪府私立高等学校等授業料減免事業計画書
- (2) 令和7年度授業料減免事業計画書（対象者一覧）
- (3) 授業料減免申請書（様式第1号）の写し
- (4) 添付書類の写し
- (5) 学則等（「授業料」及び「授業料減免措置」の記載があるページを必ず含めてください。）

- (6) 特待生規程等（対象生徒が、特待制度による学校独自の授業料減免該当者である場合）
- (7) 授業料減免措置を行った保護者等への通知等の文書

※（3）、（4）の原本は学校で保管願います。

※（5）の学則等で授業料減免の規定等を定めていない場合は本補助金の対象外です。

2 提出期限（補助金交付時期は別途お知らせします。）

「失職」の対象者

- 1回目 令和7年9月30日（火）
- 2回目 令和7年10月31日（金）
- 3回目 令和8年1月26日（月）

「著しい収入減」及び「小中継続支援」の対象者

令和8年1月26日（月）

3 提出方法

- (1)～(6)の紙媒体を郵送にて提出してください。
- (1)及び(2)については、電子データも併せて提出してください。
- (メール及びファイルの件名は「＜授業料減免補助金＞【学校名】事業計画書」としてください。)

4 提出先

メール：shigaku-jugyoryo@gbox.pref.osaka.lg.jp

郵 送：〒540-8570 大阪市中央区大手前3-1-43 大阪府新別館南館10階
大阪府 教育庁 私学課 小中高振興グループ あて

【事業計画書提出予定調査について】

標記補助金の執行見込額及び今後の予算要求の参考としたいので、生徒・保護者から申請についての相談等があり、今後事業計画書を提出する予定がある場合は、次のとおり調査票の提出をお願いします。提出にあたっては、調査票のエクセルファイル内の「提出の可否について（フロー図）」シートをご確認ください。

※事業計画書を提出している場合は必要ございません。

1 提出書類

令和7年度授業料減免補助金 事業計画書提出予定調査票

2 提出期限

- 1回目 令和7年9月30日（火）
- 2回目 令和7年10月31日（金）
- 3回目 令和7年11月10日（月）

3 提出方法

電子データをメールにて提出してください。（紙媒体の提出は不要です。）

メール及びファイルの件名は「＜授業料減免補助金＞【学校名】事業計画書提出予定調査票」としてください。

4 提出先

shigaku-jugyoryo@gbox.pref.osaka.lg.jp

大阪府 教育庁 私学課

小中高振興グループ 授業料等支援チーム

電話：06-6944-6956 FAX：06-6210-9276

Mail：shigaku-jugyoryo@gbox.pref.osaka.lg.jp